

平成20年第7回教育委員会臨時会記録

平成20年11月25日(火)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年11月25日(火)午前9時00分～午前9時15分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改部 革長 森 仁司

庶務課長 中村 一郎 教育企画課 課長 種村 明頼

学校適正配置 担当課長 徳 嵩 淳一 学務課長 加藤 貴幸

済美教育 小澄 龍太郎
センター所長

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第88号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第89号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第90号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第88号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 3

議案第89号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案第90号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

委員長 それでは、時間になりましたので、ただいまから平成20年第7回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録署名委員は、大橋委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり議案が3件となっております。すべての議案が平成20年第4回区議会定例会の提出予定議案で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、同法律第13条により、本日の会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、本日の会議は非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第88号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第88号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

平成20年10月10日、特別区人事委員会から、職員の勤務時間につきまして、民間準拠を基本としつつ、国や他の地方公共団体との制度的な均衡を図るため、1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定することが適当であるとの意見が出されました。また、正規勤務時間中に付与されたいわゆる手休め時間である休憩時間につきまして、早急に廃止すべきであるとの意見が出されました。

特別区におきましては、この意見の取り扱いにつきまして検討を進めた結果、区民サービスの提供に支障を生じさせない適切な勤務体制の整備を行った上で、意見の内容を実施することといたしました。

このことに伴いまして、幼稚園教育職員の正規の勤務時間を改定する等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改定の内容につきましてご説明を申し上げます。

新旧対照表の1ページ、2ページをご覧ください。

改定の第1点は、第3条及び第4条の改正におきまして、1週間の正規の勤務時間を40時間から38時間45分に、1日の正規の勤務時間を8時間から7時間45分にそれぞれ改めるものでござい

ます。

次に、新旧対照表の4ページ、5ページをご覧ください。

改正の第2点は、第7条の改正におきまして、勤務時間が6時間を超え、8時間以下の場合の休憩時間につきまして、45分から1時間に改めるとともに、職員の健康及び福祉を考慮して、必要があると認めるときには、45分以上1時間未満とすることができることとしてございます。

改正の第3点は、第8条の改正におきまして、休息時間を廃止するものでございます。

最後に、施行期日でございますが、平成21年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございませうか。

それでは、ご意見等がありませんので、議案第88号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第88号は原案どおり可決いたします。

次に、日程第2、議案第89号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 では、続きまして、議案第89号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

特別区人事委員会は、こちら平成20年10月10日、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与と民間の給与がほぼ均衡しているため、改正は行わないこととするものでございます。

また、地域手当の支給割合につきまして、現行から1.5%引き上げ、16%とし、初任給等を除きまして、給料月額を同率程度引き下げることとするものでございます。

その他、勤勉手当につきまして、成績率のさらなる反映に向けて取り組むべきであるという意見が出されました。

特別区におきましては、この勧告等の取り扱いにつきまして、厳しい財政状況も踏まえ、慎重に検討を進めた結果、勧告等の内容を実施することとしたところでございます。

そこで、本区におきましても、職員の給与の適正化を図る等の必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に添ってご説明を申し上げます。資料2の「給与改定の概要」をご覧くださいと思います。後ろから2ページ目になります。

改定の第1点は、給料表の改定でございます。給料月額を別表第1のとおり、地域手当の支給割合の引き上げと同率程度引き下げてございます。また、国の初任給との均衡や人事確保の観点から、初任給までの号給は据え置き、初任給付近の号給は引き下げを緩和してございます。これが1点目です。

改正の第2点目は、地域手当の支給割合の改正でございます。現行の14.5%を当分の間16%に改めるものでございます。

改正の第3点目は、勤勉手当の成績率制度の改正でございます。能力給である勤勉手当の趣旨に鑑みまして、全職員に対する勤勉手当の支給総額に関する規定を設け、その範囲内で成績率制度の効果的な運用を図ることとするものでございます。

また、勤勉手当の基礎額につきましては、規則で定めているところでございますが、規則を改正いたしまして、扶養手当を控除し、相当額の成績率の原資とする予定でございます。

最後に、改正の4点目でございますが、病気休職者の給与につきまして、いわゆるノーワーク・ノーペイの原則や、国及び他団体との制度均衡の観点から見直しを行うものでございまして、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの80%を支給することができる期間を、これまでの満2年から満1年に短縮という形で改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、給料表及び地域手当の支給割合の改定につきましては平成21年1月1日、勤勉手当の成績率制度の改正及び病気休職者に対する給与の支給期間の短縮につきましては、平成21年4月1日としてございます。

また、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、病気休職者に対する給与の支給期間の短縮につきましては、平成21年4月1日以降に新たに当該給与を支給される職員に対して適用することを定めるものでございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございませうか。

ございませんか。

それでは、ご意見等がないようですので、議案第89号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんから、議案第89号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第90号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いいたします。

庶務課長 続きまして、議案第90号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明を申し上げます。

特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告の中で、区費負担の小学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるという意見が出されました。一方、東京都の教育職員の給与につきましては、平成20年10月16日に、東京都人事委員会から都知事等に対しまして報告及び勧告が行われたところでございます。

この東京都人事委員会の勧告の内容でございますが、まず本年の職員の給与が民間従業員の給与をこちらは上回る。公民較差がマイナスとなっているところから、職員の給与を率で平均0.09%、金額にして平均372円引き下げるというものでございます。

また、地域手当の支給割合につきまして、現行から1.5%引き上げ16%とし、初任給付近等を除きまして、給与月額を同率程度引き下げることとするものでございます。

その他、小学校、中学校教育職員給料表と高等学校等教育職員給料表の一本化、さらには、主任教諭の設置に伴う職務の級の新設等につきまして、こちらも勧告がなされてございます。

この間、区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めた結果、給料表の一本化や主任教諭の設置に伴う職務の級の新設等につきましては、平成21年第1回区議会定例会での提案に向けてこれから検討することとし、その他の内容につきましては、勧告の内容を実施することとしたものでございます。

このことにつきまして、学校教育職員の給与の適正化を図る必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

それでは、こちらのほうも改正の内容につきまして、資料に添ってご説明を申し上げます。

資料2の「給与改定の概要」をご覧いただきたいと存じます。後ろから2ページ目になります。

改定の第1点は、給料表の改定でございます。小学校・中学校教育職員給料表及び特別支援学校教育職員給料表を、別表第1及び別表第2のとおり、公民較差相当分について、地域手当の支給割合の引き上げに伴う引き下げ分と合わせて、給料月額を引き下げてございます。

また、先ほども申し上げましたが、初任給付近の号給は据え置き、若年層及び管理職層の号給は引き下げを緩和してございます。

改正の第2点目は、地域手当の支給割合の改定でございます。現行の14.5%を当分の間16%に改めるものでございます。

最後に施行期日でございますが、平成21年1月1日としてございます。

また、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、公民較差の是正にかかわる調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。

議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見はございませんでしょうか。

それでは、ご意見もないようですので、議案第90号は原案のとおり可決して異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、議案第90号は原案どおり可決いたします。

予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を終わります。